

受付印

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

市提出用

宛先 瀬戸市長		給与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -												市使用欄	宛名番号		
令和 年 月 日 提出			名称 (氏名)													年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
			法人番号 又は個人番号													特別徴収義務者 指定番号			
																連絡先	係	課	
															氏名				
															電話	() -			

給与 所得 者	フリガナ													徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動事由	
	氏名													特別徴収税額 (年税額)	月分から 月分まで	月分から 月分まで	令和 年 月 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他 ()
	生年月日	年 月 日																
	個人番号													(ア)	(イ)	(ウ) = (ア) - (イ)		
	1月1日住所													円	円	円		
異動後の住所																		

未徴収税額 (ウ) の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲んでください。

A 一括徴収 (ウ) の額を特別徴収義務者が給与から徴収する。

一括徴収した税額は
月分 (月 日納期限) で納入する

一括徴収の理由
○印をしてください。

- 異動が本年12月31日までで、一括徴収の申出があったため (月 日申出)
- 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額 (ウ) の金額 円

●1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。
なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

B 普通徴収 (ウ) の額を本人が支払う

一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。

- 異動が本年12月31日以前で、一括徴収の希望がないため
- 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
- 死亡による退職のため
- その他 ()

・市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。

C 転勤 (特別徴収継続) (ウ) の額を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する。

新特別徴収義務者

所在地 〒 -

フリガナ

名称

個人番号又は法人番号

電話 () - 担当者

特別徴収指定番号 新規

月割額 円を 月分 (月 日納期限) で納入するよう連絡済

納入書 (必要 ・ 不要) 新受給者番号

(既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)

市処理欄	現年度	新年度

●異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

●この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。